

茨城県介護生産性向上総合相談センター設置運営事業委託業務に係る質問・回答

	質問	回答
1	<p>公募資料（公告や公募説明書等）を確認いたしましたが、応募者の所在地に関する記述が見当たりませんでした。当法人は茨城県外に本社（事業所）を置いておりますが、本事業に応募申請することは可能でしょうか。</p>	<p>可能である。</p>
2	<p>「委託契約書（案）」の第6条にて「あらかじめ甲の承諾を得た場合」は再委託が可能とされています。業務の一部を専門事業者等へ再委託することを想定して応募する場合、この「事前の承諾」はどの段階で、どのような手続きをとればよいのでしょうか。</p> <p>（例：企画提案書の「実施体制」や「実施内容」等に再委託先や業務範囲を明記して提案することで審査・承諾を得る形になるのか、あるいは受託候補者として選定された後や契約締結前に別途申請手続き等が必要になるのか、ご教示ください。）</p>	<p>委託契約書（案）」第6条に規定する県の承諾は、契約締結後に県と協議の上、得ることができる。</p> <p>なお、再委託を前提とした企画を立案している場合は、再委託を予定している業務の範囲及びその相手方を企画提案書に可能な限り具体的に明記すること。</p>
3	<p>仕様書では「伴走支援」という文言は使用されていませんが、「専門家派遣の実施」として、相談窓口寄せられた相談等のうち、専門的な助言・支援が必要なものについて、有識者を派遣又は関与させ、生産性向上や経営改善等に関する助言、職員研修等に関する助言、取組の見直しに関する助言等を行うものと理解しております。</p> <p>本業務における「専門家派遣」について、県としては、どの程度の支援深度・支援回数・支援期間を想定されていますでしょうか。</p> <p>また、提案にあたって、専門家派遣を単発の助言に限定せず、相談内容や事業所の状況に応じて、現地訪問、電話、メール、オンラ</p>	<p>本業務における「専門家派遣」は、相談窓口寄せられた案件のうち、専門的知見を要するものに対し、必要な助言・支援を行うものであり、その態様として一定期間にわたる継続的な関与となる場合も想定する。</p> <p>他方で、支援の深度、回数及び期間について、県として一律の基準又は具体的水準を定めるものではなく、個別の相談内容及び事業所の状況に応じて、適切かつ合理的な範囲で実施するものとする。</p> <p>したがって、提案に際し、現地訪問、電話、電子メール、オン</p>

	<p>イン会議等を組み合わせ、課題整理、改善方針の検討、取組状況の確認、見直し助言等を段階的に支援する提案を行うことは差し支えないでしょうか。</p>	<p>ライン会議等を組み合わせた段階的な支援手法を示すことは差し支えない。</p>
4	<p>本事業においてはモデル事業所の育成（モデル事業所の募集・選定、モデル事業所へのコンサルタント等による伴走支援）は実施しない認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>本事業においては、モデル事業所の育成という枠組みは設けていない。 一方で、相談案件への対応として実施する専門家派遣においては、個別事業所の状況に応じて、課題整理から改善、見直しに至るまで、一定期間にわたる継続的な支援となる場合も想定している。</p>
5	<p>試用貸出の実施に関して、試用貸出元の企業（メーカー・卸売業者）に対する謝金の支払いは想定されていますか。 仮に試用貸出における謝金の支払いをする場合、謝金費用は本委託事業の委託費からの支出になりますか。</p>	<p>試用貸出の実施に関し、試用貸出元の企業（メーカー・卸売業者）に対する謝金の支払いについては、現時点では特段想定していない。 なお、事業実施上必要な場合において、当該企業等に対し謝金の支払いを行うこととする場合には、本委託事業に係る委託費の中から支出することとなる。</p>